第6章 販売関係について

1 高圧ガス販売事業届 (保安法第20条の4)

高圧ガスの販売事業をしようとする者は、販売所ごとに事業開始の20日前までに届け出なければならない。

(1) 必要書類

ア 高圧ガス販売事業届書

作成例参照

イ 販売計画書

作成例参照(作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目 が備わっていれば支障ない。)

ウ 添付書類

(ア) 販売先保安台帳の様式

管理するための様式を添付すればよいため、内容を記入する必要はない。

作成例参照(作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。)

(4) 容器授受記録簿の様式

管理するための様式を添付すればよいため、内容を記入する必要はない。また、直接 容器の受け渡しがない場合は添付の必要はない。

販売開始後に容器授受記録簿に記載すべき事項は、①充填容器の記号及び番号、②充填容器の種類及び充填圧力、③授受先名称及び所在地、④授受年月日とする。

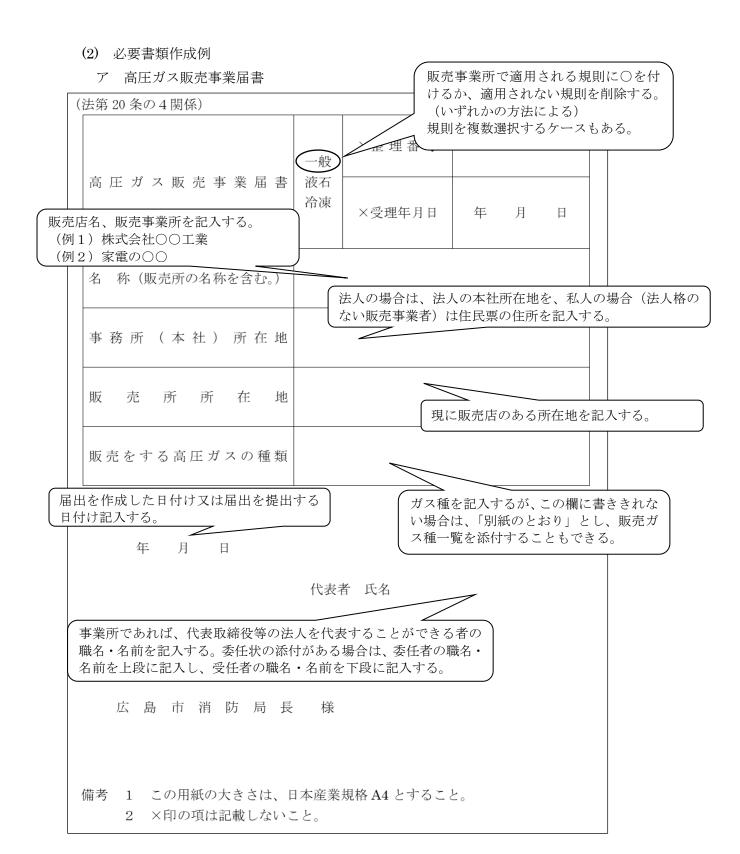
(ウ) 販売所及び容器置場の位置、構造の図面

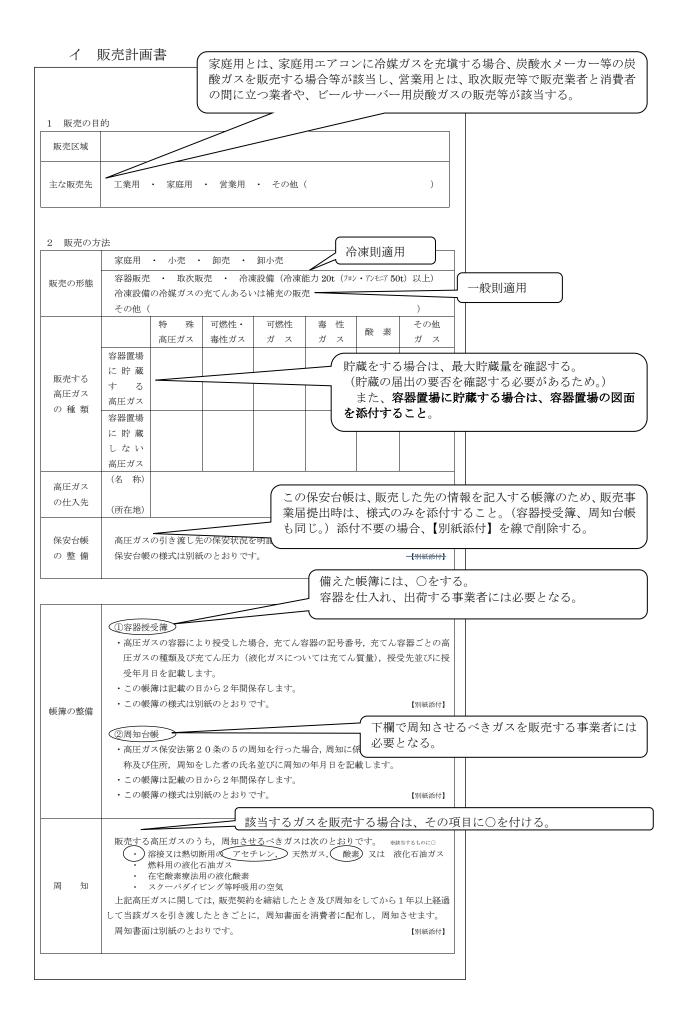
販売所の所在地が分かる縮尺1/2500程度の地図を添付する。また、販売所内に容器を貯蔵する場合は、事業所内における容器置場の位置図及び容器置場の詳細図を添付する。

(エ) 周知書面及び周知記録台帳

周知記録台帳は、管理するための様式を添付すればよいため、内容を記入する必要はない。

販売開始後に周知記録台帳に記載すべき事項は、①消費者の氏名又は名称、②消費者の住所、③周知したものの氏名、④周知をした年月日とする。





この3項目については、すべての販 保安教育 従業員に保安教育を実施します。 売事業者に関連がある項目のため 削除の必要はない。 高圧ガスの販売のように成文は高圧ガス充てん容器等が危険な状態になった時は、 合除時の 直ちに経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じ関係機関に 置 届け出をします。 次に掲げる場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は警察官に届け出をします。 事 故 届 ①その所有し又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。 ②その所有し又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し又は盗まれたとき。 該当のないガス種については、下記のように削 除をする。 充てん容器等の引き渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ 等がなく,かつ,ガスが漏えいしていないものをもっておこないます。 - 圧縮天然ガス・液化石油ガスの充てん容器等の引渡しは、容器再検査期限から6ヶ月 以上経過していないものをもっておこないます。 燃料の用に供する消費者に圧縮天然ガス・液化石油ガス(工業用除く)を販売するた めに、配管の気密試験のための器具又は設備を備えます。 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するときは、当該販売に係る圧縮 天然ガスの消費のための設備について、一般則第40条4号イ~チの基準に適合してい ることを確認した後に販売します。 イ) 充てん容器等(200以上(以下同じ))から2m以内の火気をさえぎる措置を講じ屋外に 設置 (ただし書 あり) ロ) 充てん容器等には湿気・水滴による腐食防止措置を講じる ハ) 充てん容器等は常に40℃以下に保つ 該当のない項目が複数行にわたる場合は数項目 二) 充てん容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損 をまとめて斜線により削除することも可能。 ホ) 調整器の高圧側は容器の刻印等に示された耐圧試験圧力以 圧力試験圧力の5分の3以上の圧力の気密試験に合格するもの 調整器の調整圧力は, 2.3kPa 以上 3.3kPa 以下であり, 閉塞圧力は 4.2kPa 以下である へ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては容器の刻印等に示された耐圧 試験圧力以上の圧力, 調整器と閉止弁の間にあっては 0.8Mpa 以上の圧力の耐圧試験又は 販売方法 経済産業大臣が認める試験に合格する管を使用する の基準 ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続する時は、ホースバンドで締め付ける (一般則第40条) 調整器と閉止弁との間の配管は、設置の工事終了後 4.2kPa 以上の圧力で気密試験を行 い合格するものである 液化石油ガスを燃料(工業用を除く)の用に供する消費者に液化石油ガスを販売する ときは、販売に係る消費設備について液石則第41条4号イ~トの基準に適合している ことを確認した後にします。 イ) 充てん容器等 (200以上 (以下同じ)) から2m以内の火気をさえぎる措置を講じ屋外に 設置 (ただし書 あり) 立) 充てん容器等には湿気・水滴による腐食防止措置を講じる ハ) 充てん容器等は常に40℃以下に保つ 二) 充てん容器等には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずる ホ) 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側 2.6MPa 以上の圧力の耐圧試験及び 1.6MPa 以上の気密試験に合格する調整器をつける へ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては 2.6Mpa 以上の圧力, 調整器と閉止弁の間にあっては 0.8Mpa 以上の圧力の耐圧試験又は経済産業大臣が認める 試験に合格する管を使用する ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接 下の 2 項目については冷凍則適用の販売事業者のみの販売 方法の基準であるため、一般則又は液石則適用の販売事業者 継手を用いて確実に行う は削除する。 冷凍設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、客に、、、し、しの等かなく、か つ,冷媒ガスが漏えいしないものをもっておこないます。 冷凍設備には転落, 転倒等による衝撃を防止する措置を講じ, かつ, 粗暴な取扱いを しません。

取次販売のように、契約は行うが実際に高圧ガスを取り扱わないような、容器置場に貯蔵して高圧ガスを販売しない場合はこの書類を添付する必要はない。

3 貯蔵の基準 ※販売所が直接に容器置場を持ち、容器(充てん容器、残容器)を 貯蔵(配管に接続せずに置いておく等)する場合

容器	号を貯蔵	(する場合 可燃性ガス又は毒性ガスを貯蔵する場合に該当す)						
一般則 18条 第2号	液石則 19条 第2号	る項目のため、それ以外のガスを貯蔵する場合は、 削除する。						
1	D	貯蔵は、通風の良い場所でします。						
П	=	充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。						
口		可燃性ガス,毒性ガス及び酸素の充てん容器等は,それぞれ区分して置きます。						
П	=	容器置場には、計量器等作業に必要なもの以外の物を置きません。						
П	11	容器置場の周囲2m以内においては,火気の使用を禁じ,かつ,引火性若しくは発火性の物を置きません。(不活性ガス及び空気のものを除く)						
П	=	充てん容器等は、常に温度40度以下に保ちます。						
D	=	充てん容器等(内容積が5%以下のものを除く。)には、転落、転倒による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしません。						
П	=	容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。						
ハ・ニ		シアン化水素を貯蔵するときは、充てん容器等について一日に一回以上 ガスの漏 えいのないことを確認し、容器に充てんした後六十日を越えないものを 可燃性ガスを貯蔵する場す。						
ホ	ィ	に該当する項目。 貯蔵は、船、車両に固定し、又は積載した容器により行いません。						
^	^	一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過し たものを高圧ガスの貯蔵に使用しません。						
設備	 を貯蔵	冷凍則適用の販売業者で、貯蔵を伴うもの。						
冷凍則 冷凍設備には転落, 転倒等による衝撃 第20条 しません。		冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いを しません。						

)

貯蔵の規模が大きく、上記の貯蔵所に該当するものについては、こ こに内容を記載する。

(貯蔵所名称:

(貯蔵所名称:

第1種貯蔵所

第2種貯蔵所

LP法の貯蔵施設

貯蔵所

また、許可又は届出書類のコピーを添付し、許可又は届出をしていることを証明する。(申請書又は届出書 1 枚でよい。)

取次販売のように、現物を取り扱わない業者は添付の必要はない。 販売業者自らが移動しない場合は添付不要。

4 移動の基準 ※販売所が直接に容器 (充てん容器,残容器) の移動(車両又は鉄道車両に,高 圧ガスを充てんした容器を積載して移動等)を行う場合

容器	界の移動	がある場合					
一般則 50条	液石則 49条						
第1号	第1号	充てん容器を車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げます。					
第2号	第2号	充てん容器等は、常に温度40度以下に保ちます。					
第3号 第4号	第1の 2号	一般複合容器等であって当該容器の刻印等により示された年月から 15 年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しません。					
	第3号	突出したバルブにある充てん容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施します。					
第5号	第4号	充てん容器等([一般則]内容積が5%以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしません。					
第6号	第6号	充てん容器等は,消防法第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動 しません。					
第6号		塩素の充てん容器等とアセチレン,アンモニア又は水素の充てん容器等は同一の車両 に積載して移動しません。					
第7号		可燃性ガスの充てん容器等と酸素の充てん容器等のバルブが相互に向き合わないよう にします。					
第8号		毒性ガスの充てん容器等には、木枠又はパッキンを施します。					
第9号	第5号	可燃性ガス,酸素又は液化石油ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときは, 消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行します。					
第10号		毒性ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行します。					
第11号		アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏えいしたときの除外の 措置を講じます。					
第12号	第7号	駐車するときは、当該充てん容器等の積卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、交通量が少ない安全な場所を選び、かっ 移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。					
第13号		一般則第49条第1項17号に規定する高圧ガスを移動するときは,一般則第49条 第1項第17号から第20号の基準に適合します。 (圧縮ガス 300㎡以上の可燃性ガス及び酸素 100㎡以上の毒性ガス) (液化ガス 3,000 kg以上の可燃性ガス及び酸素 1,000 kg以上の毒性ガス) (特殊高圧ガス)					
	第8号	質量 3,000 kg以上の液化石油ガスを移動するときは、液石則第48条第14号から第18号の基準に適合します。					
第14号	第9号	可燃性ガス,毒性ガス,酸素又は液化石油ガスの高圧ガスを移動するときは,当該高 圧ガスの名称,性状及び災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転手に交 付し,移動中携帯させ,これを遵守させます。					

「3 貯蔵の基準」、「4 移動の基準」については、ガス種が限定してある項目があるため、該当しないガス種を販売する場合は、削除する。

ウ 販売先保安台帳 (届出後の使用例) 提出時は白紙でよい。

								安責任者(できるた 有者が望ましい。)		
					人は袋垣	活女貝仕	有	有有が呈ましい。) 	の氏名	
			查	圧ガス引き	海生促安-	ム値		N-		
			同	圧カへが	及无体女		/	No,	-	
					保安責任者	Í			_	
引	引名称						7			
渡		生 地								
先									4	
	取扱	責任者							_	
直				消費	の方法	· 使	用のり	:]	
接	ガスの	の種類	単 瓶		配	管		その他の消費方法		
の 消				_単独の集合 ┃	結束 瓶	移動式液瓶	固定式液槽	又は消費の目的	+	
費					直接消	 4	·船消費者		ナス場合	
者								ごとの使用の状態		
 摘										
要										
			ı						,	
販		<u>可・届出</u> の区分	事 性	月 可燃性・毒性			特殊高圧ガス	号 その他	1	
ЯX		<u> </u>	# II.	可然住・毎任		_		こ記載する。販売業	- ** の **r	可矢日ロフは
売						自に販兄 月日を記述		こ記戦 9 る。 敗冗業	有の計	刊年月日又は
業		 主任者		-	<u>шшт</u>	1 1 2 164				
*	容	面積	m	î mî	i mi	' mi	m	î m	î	
者	器	完成検査	年	. 月	В	第		. 号		
	置									
摘	場								1	
要]	
	年 月 日				保	安証	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1	
	+ // 					У п	. 型水		1	
									4	
									+	
									1	
									4	
					(記載車項)	1 引渡失仁。	対1.で行った	 保安上の指導、助言	_	
					いいチャナス			・災害等の状況		
	3. 施設等の異常の 有無並びにその対応措置									
1						4. その他保	安上の資料と	なる事項		

2 販売に係る高圧ガスの種類変更届 (保安法第20条の7)

販売する高圧ガスの種類を変更した場合に、遅滞なく届け出る。ただし、次のアからウまでの各区分の同一区分内での高圧ガスの種類の変更は、販売する高圧ガスの種類の変更に該当しないと基本通達で示されているが、広島県内では、統計をとる都合、事故発生時の確認及び立入検査時等でのトラブル防止のため、アからウに該当した場合であっても届出を指導している。

- (1) 基本通達上の変更届不要の要件
 - ア 冷凍設備内の高圧ガス
 - イ 液化石油ガス(炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り、アに掲げるもの を除く。)
 - ウ 不活性ガス (アに掲げるものを除く。)
- (2) 必要書類
 - ア 販売に係る高圧ガスの種類変更届書
 - イ 販売に係る高圧ガスの種類変更届書の「高圧ガスの種類の変更の内容」欄に書ききれな い場合の明細

3 高圧ガス販売主任者届(保安法第28条第3項)

高圧ガス販売業者では、高圧ガス販売の保安に係る業務を管理するため、高圧ガス販売主任者を選任又は解任したときは遅滞なく届け出る。

(1) 高圧ガス販売主任者の選任が必要な高圧ガス販売業者

ア 一般則の販売業者

アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン(圧縮天然ガス・液化天然ガス)モノゲルマン及びモノシランを販売する場合。(必要資格:甲種化学責任者、乙種化学責任者、甲種機械責任者、乙種機械責任者又は第1種販売主任者)

イ 液石則の販売業者

液化石油ガス(必要資格:甲種化学責任者、乙種化学責任者、甲種機械責任者、乙種機械責任者、丙種化学責任者(特別試験科目に係るものを除く。)又は第2種販売主任者)

- (2) 必要書類
 - ア 高圧ガス販売主任者届書
 - イ 高圧ガス販売主任者免状のコピー
 - ウ 高圧ガス取扱等実務経験証明書(6か月以上の製造又は販売経験を証明する。) 作成例参照

(3) 必要書類作成例(高圧ガス取扱等実務経験証明書)

高圧ガス保安法時代(平成8年以降)に交付された免状については、この「実務経験証明書」の添付が必要。

取締法時代の免状は交付の条件に経験が含まれていたため「実務経験証明書」は不要。

高	様式 B-15 原圧ガス取扱等実務経験証明書
氏名及び生年月日	氏名 ○△ □□ 生年月日 昭和○○年○月○○日
勤務した販売所又は製造 事業所の名称及び所在地	名称 ○○酸素株式会社 広島充てん所 所在地 広島市中区大手町○丁目○番○号
販売又は製造作業従事期 間及び延勤務時間	自 △△年 ○月 ○○日
販売又は製造した高圧ガ スの種類	酸素 - 般則適用の販売所では、有効なガス種の販売経験があるかどうかを確認すること。 (4)参照。
作 業 内 容	販売・製造 (該当するものに○をする)
従事していたことを証明しま	酸素の容量が全容積の 21 パーセント以上のもの)を販売する場合は、通常の空気よりも酸素濃度が高いため、酸素を販売するものとして取り扱うこととなり、 販売主任者の選任が必要 となるが、 販売経験 は、スクーバダイビング用呼吸用の 空気の販売経験であ
名	お称 ○○酸素株式会社 広島充てん団 っても差支えない 。
P	听在地 広島市中区大手町〇丁目〇番〇号
{*	代表者 ○○酸素株式会社 代表取締役 ○○ △△

現に製造又は販売を行った事業所の代表者に証明してもらうこと。

(4) 販売主任者の選任に必要な販売又は製造の経験(一般則第72条第2項)

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメ	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホス
チル、五フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、	フィン、モノゲルマン及びモノシラン
3フッ化ホウ素、3フッ化リン、シアン化水素、ジシ	
ラン、4フッ化硫黄、4フッ化ケイ素、ジボラン、水	
素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマ	
ン、及びモノシランの販売所	
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、5フ	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチ
ッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、3フッ化ホ	ル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モ
ウ素、3フッ化リン、シアン化水素、4フッ化硫黄、	ノメチルアミン及び硫化水素
4フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、
	水性ガス、水素、メタン及びエチルエーテル
塩素、5フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、	亜硫酸ガス、塩素、5フッ化ヒ素、5フッ化リン、3
3フッ化ホウ素、3フッ化リン、4フッ化硫黄及び4	フッ化窒素、3フッ化ホウ素、3フッ化リン、4フッ
フッ化ケイ素の販売所	化硫黄、4フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

左欄に掲げる販売所の区分では、右欄に掲げるガスの種類のうち1種類以上の高圧ガスの販売経験が必要となる。

4 高圧ガス販売事業承継届(保安法第20条の4の2第2項)

高圧ガス販売事業の譲渡又は引渡があった場合に、その地位を承継した者が遅滞なく届け出る。

届出に必要な書類は以下のとおり。

- (1) 高圧ガス販売事業承継届書
- (2) 相続の場合※18
 - ア 相続の事実を証する書面(相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)
 - イ 被承継者に関する戸籍謄本
- (3) 合併の場合※18

合併又は分割の事実を証する書面(登記簿謄本、登記事項証明書等)

(4) 譲渡の場合**18

譲り渡しの事実を証する書面 (契約書等)

※18 証する書面は、写しの提出でも可。

5 高圧ガス販売事業廃止届(保安法第21条第5項)

高圧ガスの販売業者は、高圧ガスの販売事業を廃止したときは遅滞なく届け出る。 特別に添付する書類はないため、高圧ガス販売事業廃止届書に必要事項を記載し提出する。